力が不十分な者」)に税務 を欠く者(以下、「判断能 かし、意思能力・行為能力

上の義務を否定する、とい

日線での成年後

、き課題

はじ めに

Ι

び課題に関しての概括的な 度導入10年を記して伊藤佳 は、本紙№637 (22・2 江会員から、制度の現状及 ・1、4頁)において、制 成年後見制度について

> 報告、主張がなされて る。本稿では、税理士目線 で成年後見制度を捉え直 げ、問題提起を試みたい。 し、いくつかの課題を挙

税理士から見た成年後見制度

欠く者の税務上の義務につ ど、意思能力・行為能力を たことで、成年被後見人な 成年後見制度が導入され ば無申告・過少申告に対し 意されている。ただし、「正 ず、問題はどのようにして かに移ることになる。 ては、加算税等の制裁が用 代理人等がそれを果たすの 税務上の義務違反、例え

税務上の義務違反

本人の立場

るととになる。 等の個別の事情が検討され 適否も本人あるいは代理人 断され、判断能力が不十分 由」は、個別事案ごとに判 な者に対する加算税賦課の

の概念が税法・行政法・公 する「代理」など、民法上 それに問題のある者を保護

いて、何等変更を来したわ

「意思能力・行為能力」、

概念とされる「正当な理

等、これまでも議論は多岐 法の領域でも妥当するのか

にわたりなされてきた。 し

的負担を課すことにより申 反をしているわけではな 場合、①本人が申告義務違 制度の目的は、特別の経済 ると言えるのか、②加算税 ところで、狭義の後見の に、本人に帰責事由があ 見人の選任は家裁が行う 、しかも代理人たる成年 ていることに対し素朴な疑

当な理由」がある場合には これが免除される。不確定 るといえるのか、③加算税 ば本人は加算税が課される 理由」であることを前提と 対象者はあくまでも本人の 算税制度の目的が達成され ととになるが、それでも加 がその義務を履行しなけ 算税を課さない「正当な理 みである、などの疑問が生 能であるが、加算税の処分 が課された場合、なるほど (のみ)についての「正当な 本人ではなく成年後見人 な対応、さらにその法制化、 田」に関して実務上の柔軟 じる。狭義の後見の場合、加 **賃責任を負わせることは可** 成年後見人に対して損害賠 て、代理人たる成年後見人 た議論も必要となろう。 選挙権なき主権者

利用を避ける者もいる。納 れを嫌って成年後見制度の れながら、基本的人権の一 税義務 (憲法30) は負わさ があり、ことに成年被後見 つ参政権(同15)が奪われ め(公職選挙法11回)、こ へは選挙権が剥奪されるた へにはいくつかの資格制限 成年被後見人及び被保佐

いるが、これを毎年2万人 が後見開始の認容を受けて 成23年は24、092人) 毎年2万人以上の者 (平

ってこれを果たさざるを得

上の義務を果たすことがで

告義務の履行確保を図ると とであると理解するとし とも考えられる。選挙権回 ものと考えれば、この点も 政・政治に直接的に関わる 税理士としては、何等かの 課題と考えるべきであろう。 ともに主権者として国の行 か。納税申告行為、参政権 動きが必要ではないだろう 権利憲章の策定を推進する 進められているが、納税者 復訴訟の提起、反対運動も いるとみれば制度上の欠陥

るとされるが、この区分が される。任意代理と法定代 期などの点で特殊なものと 代理権の範囲を決するわけ の消滅等において意味があ 理の区別は復代理、代理権 ものの、契約の効力発生時 意後見は任意代理ではある 見、保佐、補助)は典型的 代理という。法定後見(後 基づいて生じる場合を法定 を任意代理、法律の規定に 意思に基づいて生じる場合 な法定代理とされるが、任

の者が選挙権を剥奪されて 税理士業務を行えない旨を 税理士法人ではない者が

代理人の立場

業法抵触の危険

般に、代理権が本人の

判によって付与された範囲 で、また任意後見人にはその 為すなわち包括的に、保佐 見人には本人の財産を管理 するために必要な一切の行 へ及び補助人には家裁の審 代理権は、狭義の成年後

> 判でこれが付与されれば、 成年後見人には当然、保佐 また任意後見人も契約(代 人及び補助人には家裁の審 た代理権)の範囲で生じる。 具体的な契約(で付与され 為)の一つとされ、狭義の 税務代理は財産管理(行 税理士法52条は、税理士 権)でこれが定められる ればその職務となる。

準は「反復継続(の意思)」 と解されている。 このことから、税理士以

いだろうか。 て行うことに疑義は生じな 復継続(の意思)」をもっ 理行為たる税務代理を「反 るいは法人後見人が財産管 外の(ことに財産管理を中 心とする)専門職後見人あ

保護を念頭に再考が迫られ 被後見人等、納税者の権利 る現状、これらへのさらな 度理解、実情認識の不足と のみを問題視するのは、制 反論も予想されるが、成年 る期待を見ると、業法抵触 後見人が全体の3割を超え 弁護士、司法書士、法人

が困難な場合があるため、

は、意思能力の有無の立証

積極的に参

加できるよう会

とのような人のため一定の

である。

2010 • 4

則の変更を行ったとのこと

税務代理における責任

意義務(民法869他) 成年後見人等は、善管注 を

負っている。税務代理

同様に高齢者等

ば、「自律」か「保護」かは、 ある。結論のみを述べれ

規定し、税理士業務、すな わち「業とする」の判断基 される、税法等の不知、解 年後見人等には税理士と同 るのは前述の通りである。 その不利益が及ぶことにな があればご容赦願いた 年後見制度の解説書、実務 成年後見人等にもその恐れ 釈・適用誤りなどによる税 点を理解していればとも 書でこの点を指摘するもの なしとは言い切れない。成 賠事故の発生を考えると、 様の責任が課されることに る危険性があり、本人にも は見当たらない(見落とし く、責任のみ押しつけられ い)。成年後見人等がこの

目線の奥

税理士としての理解

である、と指摘される。 のため、例えばその関係会 保護」のみを目的とし、こ 社あるいは将来の相続対 行えないことはデメリット を踏まえた支出・対応等が 判断能力が不十分な者 成年後見制度は「本人の

のが行為能力制度であり、 相手方の保護が図られると 律行為をする能力を定めた これにより制限能力者及び 形式的な基準で画一的に法

貢 [京橋]

産管理の一つとすれば、成 と考える。 成年後見制 ではなく、 用される の生活支援 的過ぎよう し、他の制 例えば、

公益活動、 世界会議 理士会では、去る6月開催 の要請に応じて速やかにそ の総会において、税理士が られている。また、東海税 れを提出する」ことが挙げ る裁判所あるいは公的機関 計帳簿を付け、任命権者た の一つとして、「正確な会 年後見人に 「横浜宣言」において、成 社会貢献事業に

見制度へのさらなる参加も 求められる資質を有してい 活動が支援されれば成年後 るし、会則等によってその 税理士は、成年後見人に

メリットとの指摘には否と とを思い起こせば、先のデ 言わざるを得ない。 一部あるいは特殊なデメ

乗ることすらできないでは
 躊躇した場 り)成年後見制度の利用を らえ(本人以外の思惑によ 不十分な者は、同じ土俵に リット(とされる点)をと 合、判断能力が るため、成年後見制度の利 的あるいは無意識的に避け 保護)」かの選択が迫られ 重)」か「保護 (=本人の 用に踏み切れないとの声も る場面がある。それを意識 (=本人の意思の尊

ることによりそのデメリッ 見制度か信託かの二者択一 トとされる点を克服できる る福祉型信託)は、成年後 度の本旨を理解 これらを併用す 「信託」(いわゆ 度等と併せた活 制度としても活 るのではないかと、自省す べき時なのかも知れない。 を意識していないとすれば えよう。仮に、実務におい てその軽重を計るべきであ 何等かの問題が発生してい て成年後見人等が、この点 ことにこそ意味があるとい 時間・場面・ケースによっ 、これを常に問い続ける

今後の展開

 ${\rm I\hspace{-.1em}I\hspace{-.1em}I}$

201 」で採択された 10年成年後見法 に求められる資質 税理士本来の使命ではない 期待されよう。 だろうか。 用法などの検討・提言は、 題点を始め、税務上の義 制度における税務代理の問 それと同時に、成年後見 他の制度との有効な併

(参考)

制研究9号] の税法上の義務』『総合税 浦東久男「成年後見制度

か』『実践成年後見16.33/ 髙山由美子「自律か保護

常に問い続ける

用を検討すべきであろう。 社会福祉・社会保障と同 成年後見の現場で、「自